

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300286号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300024号

第1 結論

請求期間のうち、昭和36年4月から昭和37年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和38年1月まで

私の亡くなった父(訂正請求記録の対象者。以下同じ。)は、請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、保険料の検認印が押印されている父の年金手帳が見つかったので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者の配偶者(以下「妻」という。)は既に亡くなっており、請求者は、二人から国民年金保険料の納付について聞いたことはないと回答していることから、請求期間当時の納付状況を具体的に確認することはできないものの、請求期間のうち、昭和36年4月から昭和37年3月までの期間について、請求者が保有する訂正請求記録の対象者の国民年金手帳によると、国民年金印紙検認記録欄が昭和37年度から昭和36年度に訂正された上で、昭和36年4月から同年6月までは昭和38年1月22日付け、昭和36年7月から同年9月までは昭和38年1月31日付け、昭和36年10月から昭和37年3月までは昭和38年2月13日付けでA市の検認印がそれぞれ押印されていることが確認できる。

また、妻の国民年金手帳の記号番号は、訂正請求記録の対象者と連番で払い出され、妻の国民年金手帳には、昭和36年4月から同年6月までは昭和38年1月22日付け、昭和36年7月

から同年9月までは昭和38年1月31日付け、昭和36年10月から同年12月までは昭和38年2月23日付けでA市の検認印がそれぞれ押印されており、オンライン記録によると、昭和36年4月から同年12月までの期間は全て保険料納付済期間として記録されている。

これらのことから判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、昭和36年4月から昭和37年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和37年4月から昭和38年1月までの期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳には検認印が押印された頁はない。

また、妻の国民年金手帳には、昭和37年1月から昭和38年3月までの1年3か月分の未納保険料2,250円を昭和39年4月27日に、転居後のB市において現金納付した領収証書が貼付されているが、訂正請求記録の対象者の年金手帳には国民年金保険料を現金納付した領収証書は貼付されていない。

さらに、訂正請求記録の対象者とその妻の昭和36年9月以前の国民年金保険料に係る保険料納付日及び納付月数は同じであるが、それ以降の期間は相違している。

加えて、上述のとおり、請求者は、生前二人から国民年金保険料の納付について聞いたことはないと回答していることから、請求期間のうち、昭和37年4月から昭和38年1月までの期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和37年4月から昭和38年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和37年4月から昭和38年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300096号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300116号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年4月1日から平成27年3月1日に訂正し、同年3月から同年8月までの標準報酬月額を15万円、同年9月の標準報酬月額を14万2,000円、同年10月の標準報酬月額を15万円、同年11月から平成28年3月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成27年3月1日から平成28年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月1日から平成28年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月1日から平成28年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成元年から勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成27年3月1日から平成28年4月1日までの期間について、B健康保険組合の記録、請求者から提出された給与明細書、請求者の取引金融機関から提出された預金元帳、A社から提出された給料支払明細書及び同社の事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成27年3月1日から平成28年4月1日までの期間に係る

標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 27 年 3 月から同年 8 月までは 15 万円、同年 9 月は 14 万 2,000 円、同年 10 月は 15 万円、同年 11 月から平成 28 年 3 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 3 月から平成 28 年 3 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成元年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 1 日までの期間について、前述の健康保険組合の記録、給与明細書、預金元帳、給料支払明細書及び事業主の回答により、期間は特定できないものの、請求者は当該期間の一部に A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求者の厚生年金保険料について、平成 27 年 2 月分までは控除しておらず、同年 3 月分からは控除したと回答しているところ、請求者から提出された平成 22 年 6 月分、平成 23 年 1 月分及び平成 25 年 2 月分の給与明細書並びに同社から提出された請求者に係る平成 27 年 2 月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者及び A 社の事業主は、上記の給与明細書又は給料支払明細書以外の資料を保有していない。

さらに、A 社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、本人の希望により加入させる取扱いであった旨回答している。

加えて、請求者が請求期間当時居住していた自治体から提出された A 社を給与支払者とする平成 27 年度（平成 26 年分）給与支払報告書によると、「社会保険料等の金額」欄に記載がなく、平成 28 年度（平成 27 年分）給与支払報告書においても、平成 27 年 2 月分以前の厚生年金保険料は控除されていないと推認できる。

このほか、請求者の平成元年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成元年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。